

岩手県告示第19号

平成27年12月4日付け岩手県報第11534号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成27年岩手県告示第952号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成28年1月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 一関市巖美町字横森125の57、125の68、125の74、125の102、125の311
- (2) 所在が不明である通知の相手方 石川養二郎、熊谷米三郎、小岩寿四郎、小岩庄七、小岩種雄、小岩彌五郎、佐藤熊吉、佐藤五三郎、佐藤貞秀、佐藤丞三郎、佐藤助左エ門、佐藤隆、佐藤敏男、佐藤満芳、佐原昭、槻山菊太郎

2 通知の内容を掲示した場所 一関市役所